

上郡町有機農業実施計画

1 市区町村

兵庫県赤穂郡上郡町

2 計画対象期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

3 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

(1) 有機農業の現状

上郡町は、兵庫県の南西部に位置し、西北部、東部には中国山地から張り出した海拔300m～400mの山地が連なり、町域の大半を山地、丘陵地が占めている。また、町の中央部を南北に清流千種川が流れ、町全体が「水の郷百選」に指定されるなど豊かな自然を有し、耕地面積668haのうち11.92ha（約1.8%）、全体経営者数234経営体のうち10経営体（約4.3%）で有機農業に取り組んでいる。

近年、本町においては、食の安全性や環境意識の高まりから、有機農業や農薬・化学肥料に頼らない農業者が増加傾向ではあるが、栽培方法や販路開拓は、個別の取組に留まっている。

そのため、農業者や関係事業者、住民等が一体となり有機農産物の活用に取り組むため、以下の仕組みづくりや検討等を進める必要がある。

- ・有機農産物の地産地消に向けた栽培技術の向上や販路開拓
- ・有機農業者数の増加や取組面積の拡大
- ・先駆的な有機農業者等を招聘した講習会の実施
- ・直売所等への特設コーナーの設置
- ・認定こども園及び小・中学校の給食や町内飲食店等における有機農産物の活用

(2) 5年後に目指す目標

成果指標	現状値（R5）	目標値（R10）
有機農業者 ^(※1) の増加	10経営体	15経営体
有機農業面積 ^(※1) の拡大	11.92ha	17.00ha
有機JAS認証取得農業者の増加	0経営体	5経営体
給食等の有機農産物 ^(※1) 提供数量の拡大	33日 ^(※2)	通年

- ※1 有機農業者、有機農業面積及び有機農産物には、有機JAS認証を取得せずに、有機農業推進法の実施基準で栽培をしている農業者、農業面積及び有機農産物を含む。
- ※2 認定こども園における提供日数。

4 取組内容

(1) 有機農業の生産段階の取組

- ① 有機農業者の増加、有機農業面積の拡大
有機農業に取り組みたい者に対し、栽培技術や経営に関する知識の習得を目的とした研修会を行う。
有機農業への転換及び有機農業面積の拡大を図るための土づくり等の技術支援を行う。
- ② 有機農業者と慣行農業者等の交流機会の創出
有機農業者とこれから有機農業を目指す人との意見交換会等を開催し、農業者同士の情報共有や協力体制の強化を図る。
- ③ 有機JAS認証取得農家数の増加
有機JAS認証取得の支援を行い、認証取得にかかる負担軽減を図るとともに、生産者それぞれが生産工程管理に基づく、信頼性の高い生産体制を整え、産地全体としてブランド力の向上を図る。
- ④ 堆肥や緑肥の利用拡大
堆肥の機械散布の取組を支援し、省力化体系の取組を推進する。
緑肥を用いた土壌改良の取組を支援し、緑肥の栽培に関する技術や知識の習得を目的とした研修会の開催を行い、作物の収量や品質が向上する土づくりの取組を推進する。
- ⑤ 堆肥の地域内循環
生産者が良質な資材を安定的に活用できるように、町内及び周辺市町の畜産農家と連携強化を図る。
地域資源の有効活用、堆肥の品質向上や安定供給体制の構築に向けて、堆肥生産体制の改善、堆肥を用いた土づくり技術の普及や耕畜連携等の循環型農業について検討する。

(2) 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

① 給食等の有機農産物提供数量の拡大

給食に使用している米は、全量有機米への転換を目指す。

米以外の農産物は、徐々に有機農産物に転換し、使用量を拡大する。

提供数量の拡大に向け、計画的な生産や供給方法、品質管理について、町と生産者との定期的な話し合いの場を設定するとともに、認定こども園及び学校給食センターと生産者の間での発注・納品の仕組みづくりを検討する。

② 規格外有機農産物を活用した加工食品の開発

市場流通が困難な規格外農産物を有効活用するため、町内飲食店や食品加工業者等と連携して加工食品を開発する仕組みづくりを検討する。

③ 販売促進及び認知拡大

町内の直売所や小売店への有機農産物特設コーナーの設置や、有機農産物等を販売するマルシェの開催により有機農産物の販売促進を図る。

町外イベントへの出店を通じて上郡町産有機農産物の知名度向上を図る。

④ 消費者との交流

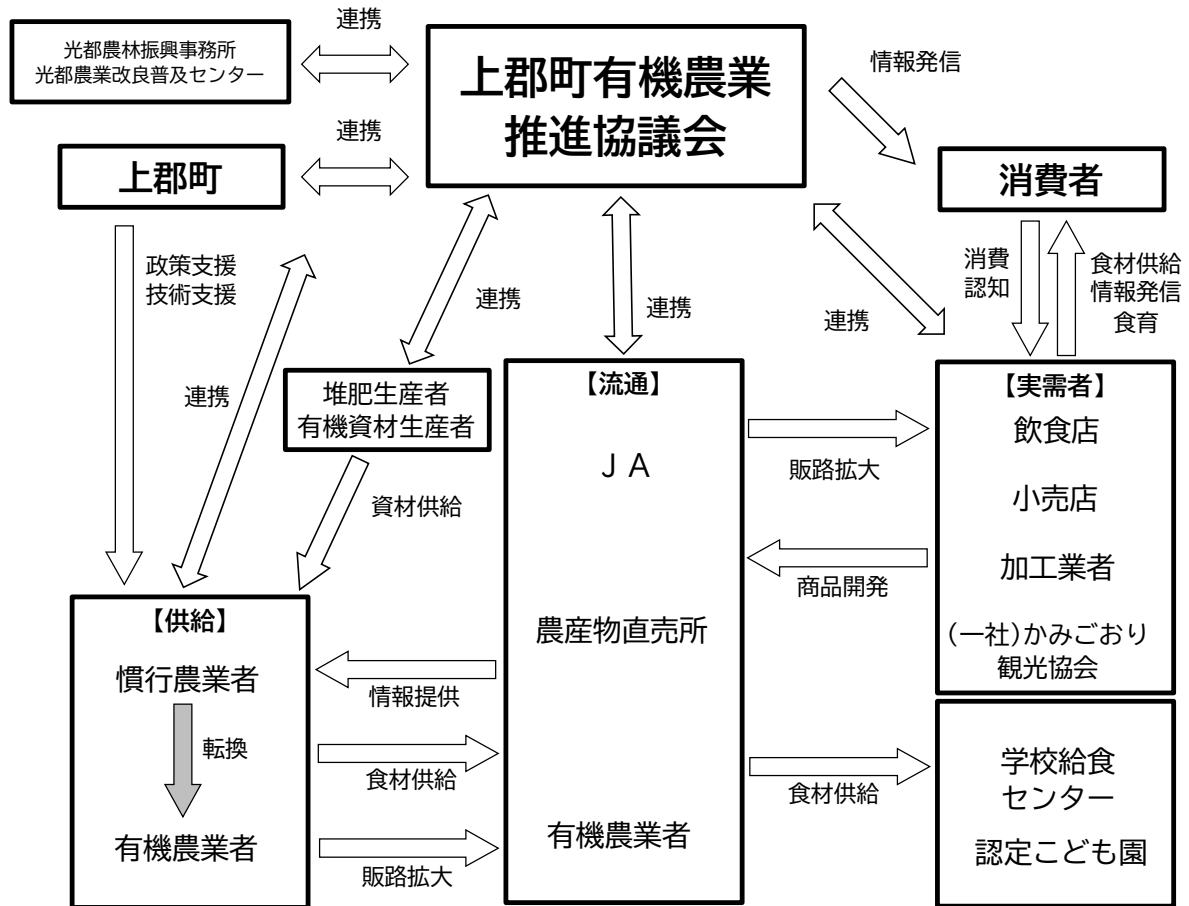
子どもや子育て世代を対象に有機農業への関心を高めるため、農業者との交流会を開催する。

有機農業を実践するほ場での有機野菜づくり体験や、有機野菜を活用した料理教室等を開催し、消費者が有機農業や有機農産物等に触れる機会を創出する。

環境へ配慮した農業の重要性や地域の食文化等を伝える食育を推進する。

5 取組の推進体制

(1) 実施体制図



(2) 関係者の役割

実施機関	主な役割
上郡町有機農業推進協議会	本町における有機農業推進の中心的な役割を担う組織（事務局：上郡町）として、有機農業実施計画の実現に向けた取組を実践し、明確となった課題等の解決に向けた方策等についての検討を行う。
上郡町	有機農業実施計画の実施に必要な事務、支援
消費者	有機農産物の消費、食育及び情報発信
有機農業者	有機農業に係る取組の実践、PR活動
慣行農業者	有機農業転換への取組
JA・農産物直売所・有機農業者（再掲）	有機農業者の育成、支援、販路拡大及び実需者へ有機農産物供給

学校給食センター・認定こども園	食育及び情報発信
飲食店・小売店・加工業者・観光協会	有機農産物の販路拡大、PR、商品開発
堆肥・有機資材生産者	土づくりに係る情報、堆肥・資材の供給
光都農林振興事務所	事業支援
光都農業改良普及センター	農業者育成支援、技術実証支援

6 資金計画

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生産段階	3,000	2,000	500	500	500
流通 加工 消費	5,000	4,000	2,500	2,500	2,500
合計	8,000	6,000	3,000	3,000	3,000

※ 令和6年度及び令和7年度については、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」の活用を予定している。

※ 流通・加工・消費には、給食提供用の食材費を含めている。

7 本事業以外の関連事業の概要

(1) 環境保全型農業直接支払交付金事業

環境保全型農業直接支払交付金活用し、有機農業、堆肥の活用、秋耕といった環境保全型農業の取組を支援することで、有機農業の取組拡大を図る。

(2) 地域計画策定事業

10年後に目指すべき農地利用の姿を反映させた「目標地図」の作成や地域の農業を持続させていくための方針等を地域の話合いにより明確化し、農地一筆ごとの将来の耕作者を計画に盛り込んだ「地域計画」を策定していく。

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

兵庫県と共同で作成した「環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画」に沿って推進する。

9 その他（達成状況の評価、取組の周知等）

(1) 達成状況の評価について

有機農業栽培面積、有機農業実践者数、有機 J A S 認証取得者数、有機農産物等販売数量について、営農計画書、農家台帳、上郡町有機農業推進協議会への聞き取り等による調査により把握する。

(2) 取組の周知等について

上郡町ホームページ、町広報及び町 SNS を活用し取組の周知を図る。